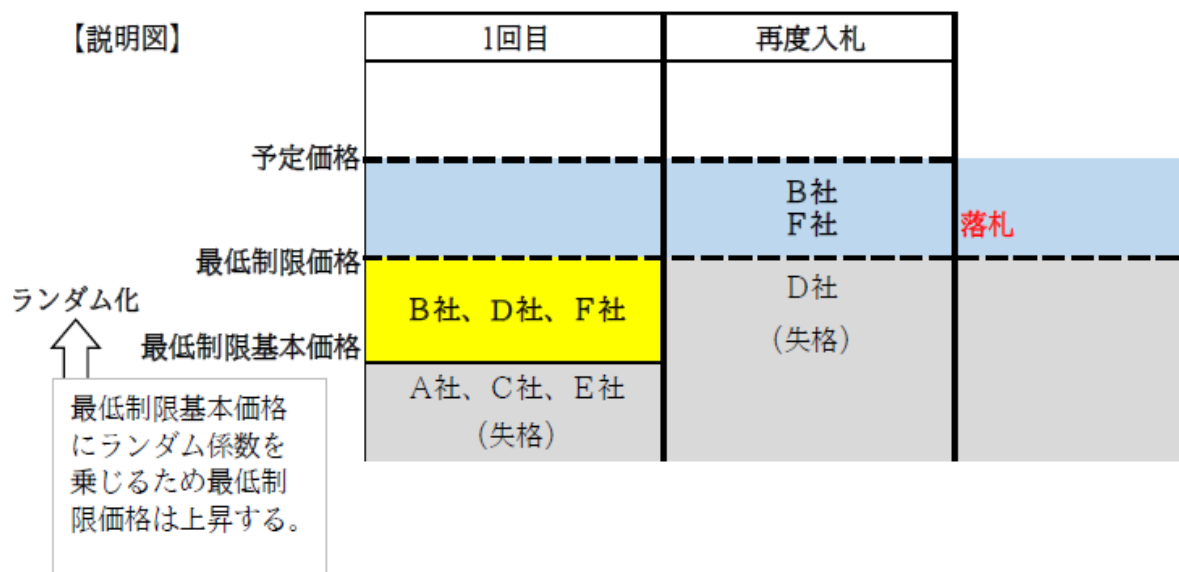


○松浦市建設工事等入札執行要領第14条

(令和8年4月1日改正 **ただし書部分追加**)

最低制限価格を設けた場合において最低制限価格未満の価格の入札者は失格とし、再度入札に参加することができない。**ただし、有効な入札を行った入札者の全てが最低制限価格未満の入札を行った場合において、最低制限基本価格以上の入札者が2人以上いるときは、その者を失格とせず、再度入札に参加することができるものとする。**



最低制限基本価格以上で入札されたB社、D社、F社の3者で再度入札。

再度入札の結果、D社は再度入札においても、最低制限価格未満により失格。

最低制限価格以上予定価格以下のB社、F社のうち価格の低い者が落札。